



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
4月25日
第404号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
道路区域の変更(道路保全課).....	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	1
○ 公 告	
県営土地改良事業計画の変更後の概要公告(耕地課).....	2
一般競争入札の公告(DX推進課、警察本部会計課).....	2
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員就任公告(大津・南部).....	6
土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部、東近江).....	6

告 示

滋賀県告示第206号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、令和5年4月25日から令和5年5月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	下鴨大津線	大津市山中町字笹ヶ谷157番1地先から	変更後	最小 12.2m	30.8m	管理界の変更に伴う道路区域の変更
		大津市山中町字笹ヶ谷177番1地先まで		最大 26.6m		
		大津市山中町字笹ヶ谷157番1地先から	変更前	最小 12.2m	30.8m	
		大津市山中町字笹ヶ谷177番1地先まで		最大 40.1m		

滋賀県告示第207号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和5年4月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 区域の名称 寺師

2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から12号までを順次結んだ線および標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域

市	町	大字	字	地番	標柱番号
長浜市		寺師町	中川原	116-1	1
〃		〃	小牧	56	2
〃		〃	〃	38	3
〃		〃	〃	36	4
〃		〃	〃	35-2	5
〃		〃	〃	23	6
〃		〃	〃	10-1	7
〃		〃	〃	66	8
〃		〃	〃	63	9
〃		〃	〃	48	10
〃		〃	中川原	108-2番地先道路敷	11
〃		〃	西出口	169-2番地先道路敷	12

公 告

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営六地蔵地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 公告書類 県営六地蔵地区土地改良事業変更計画概要書
- 2 公告期間 令和5年4月25日から令和5年5月2日まで
- 3 掲示場所 栗東市環境経済部農林課

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営小脇地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 公告書類 県営小脇地区土地改良事業変更計画概要書
- 2 公告期間 令和5年4月25日から令和5年5月8日まで
- 3 掲示場所 東近江市農林水産部農村整備課

一般競争入札の公告

地域情報提供システム提供業務について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年4月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名および数量 地域情報提供システム提供業務 一式
 - (2) 業務の内容等 仕様書および契約書(案)による。
 - (3) 履行期間 令和6年2月1日(木)から令和11年3月31日(土)まで
 - (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類: 役務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県総合企画部DX推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3292 電子メールアドレス it-pmo@pref.shiga.lg.jp

- (2) 入札説明書、仕様書および契約条項を示す期間 令和5年4月25日(火)から令和5年6月8日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時30分から16時30分まで(令和5年6月8日(木)は正午まで)

- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書、仕様書および契約条項については、電子メールにより交付する。(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「地域情報提供システム提供業務に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、これ以外の方法での交付は行わない。

- (4) 入札説明会 入札説明会は行わない。

- (5) 入札書の提出期間 令和5年5月22日(月)10時から令和5年6月8日(木)正午まで

- (6) 入札書の提出場所および提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)に示す期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)に示す期間内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(5)に示す期間内に(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。なお、送料は自己負担とする。

- (7) 開札の日時および場所 令和5年6月8日(木)13時30分 滋賀県総合企画部DX推進課

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、施行令、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)ならびに滋賀県特定調達契約の物品等入札執行要領の規定によるものとする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

- 11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の

入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services : The service provision of system to offer information to local residents, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, June 8, 2023
- (3) For further information, contact : Digital Transformation Division, Department of General Policy Planning, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 3292

一般競争入札の公告

ヘリコプター(アグスタA109E型)の定期点検整備について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年4月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 履行业務 ヘリコプター(アグスタA109E型)の定期点検整備
- (2) 履行业務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期限 令和5年10月31日(火)まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類:物品 中分類:航空機

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 航空法(昭和27年法律第231号)第20条第1項各号に掲げる業務の能力のうち、同項3号および第4号の業務の能力の認定を国土交通大臣から受けていることを証する書類

ウ 航空機製造事業法第9条第1項の規定による認可(修理の方法「アグスタ式A109E型」)を経済産業大臣か

ら受けていることを証明する書類

エ 「アグスタ式A109E型」の機体製造者であるレオナルド社(旧アグスタ社)からサービスセンターとしての認定を受けていることを証する書類

(2) 提出期間 令和5年4月25日(火)午前10時から同年5月19日(金)正午まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課装備第一係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2253)

(2) 契約条項を示す期間 令和5年4月25日(火)から同年5月26日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月29日(月)の午前9時から正午まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和5年5月29日(月)正午まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和5年5月29日(月)午後1時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、総貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(5) その他詳細は入札説明書による。

13 Summary

- (1) Fulfillment work : Helicopter periodic inspection and maintenance
 (2) Deadline for tender : 12 : 00, May 29, 2023
 (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1 - 10 Uchidehama, Otsu - city, Shiga 520 - 8501 Japan TEL 077 - 522 - 1231 (Extension 2253)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、真野北部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年4月25日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	都 幸 一	大津市真野四丁目13番27号

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、野洲川下流土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年4月25日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	野 口 清 英	守山市今浜町433番地
〃	西 村 喜 知	同 市水保町532番地
〃	本 城 眞 佐 一	同 市立田町1765番地
〃	川 中 清 治	同 市新庄町1306番地
〃	橋 本 智	同 市小浜町579番地
〃	吉 川 久 和	野洲市吉川1144番地
〃	角 出 昇	同 所2807番地
〃	木 村 義 雄	同 市須原81番地 1
〃	宮 本 恭 夫	同 市野田1700番地
〃	辻 川 清 太 郎	同 市六条328番地
〃	青 木 徹	同 市比留田947番地
〃	白 井 嘉 嗣	同 市虫生135番地
〃	有 馬 和 夫	同 市小比江187番地
〃	山 崎 茂	同 市市三宅1905番地
〃	岩 田 正 昭	同 市富波乙283番地
〃	田 中 栄 太 郎	同 市永原1020番地
〃	岡 野 清 司	同 市小南1690番地
〃	安 田 健 一	同 市大篠原1791番地
〃	奥 邨 武 和	同 市南櫻2379番地
〃	栢 木 進	同 市永原838番地 1
監 事	橋 本 彌 壽 雄	同 市堤364番地
〃	伊 藤 五 作	守山市幸津川町1368番地
〃	幣 倉 重 一	野洲市高木601番地 1

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	野 口 清 英	守山市今浜町433番地
”	西 村 喜 知	同 市水保町532番地
”	本 城 眞 佐 一	同 市立田町1765番地
”	今 在 家 俊 彦	同 市服部町1074番地
”	橋 本 智	同 市小浜町579番地
”	吉 川 久 和	野洲市吉川1144番地
”	角 出 昇	同 所2807番地
”	堀 彰 男	同 市須原216番地
”	築 山 源 太 郎	同 市五条267番地
”	中 谷 征 史	同 市安治237番地
”	辻 村 健	同 市比留田975番地
”	田 中 秀 喜	同 市木部842番地
”	橋 本 高 明	同 市乙窪 1 番地11
”	山 崎 茂	同 市市三宅1905番地
”	白 井 浅 雄	同 市永原27番地
”	島 村 平 治	同 市小南1184番地 2
”	田 中 清 藏	同 市高木639番地
”	安 田 健 一	同 市大篠原1791番地
”	市 木 和 雄	同 市三上1183番地
”	森 中 高 史	守山市吉身二丁目 8 番16-602号
”	栢 木 進	野洲市永原838番地 1
”	太 田 利 貞	栗東市出庭155番地
監 事	伊 藤 五 作	守山市幸津川町1368番地
”	迎 浩 司	野洲市堤327番地
”	岩 田 正 昭	同 市富波乙283番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、北山田畑地土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年4月25日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	横 江 博 喜	草津市北山田町790番地
”	横 江 達 矢	同 所827番地
”	横 江 平 良	同 所732番地
”	中 島 好 和	同 所587番地
”	田 淵 幸 則	同 所498番地 3
”	横 江 拓 雄	同 所838番地 1
”	中 島 春 樹	同 所922番地 7
”	横 江 善 嗣 次	同 所875番地
”	清 水 豊	同 所27番地
監 事	新 庄 康 男	同 市下笠町1573番地
”	横 江 英 彦	同 市北山田町979番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	田 渕 竹 男	草津市北山田町863番地

〃	中島圭一	同	所920番地1
〃	宇野初美	同	所729番地
〃	木村耕輔	同	所805番地1
〃	池田茂光	同	所797番地2
〃	中島嗣則	同	所859番地1
〃	横江万里子	同	所921番地3
〃	中島優	同	所850番地
〃	堀田豊嘉	同	市下笠町1433番地
監事	藤田広幸	同	市北山田町100番地
〃	横江英彦	同	所979番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、法竜川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年4月25日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶野正徳

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	宮本和宏	守山市浮気町321番地の3駅前東住宅1棟502号

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	森中高史	守山市吉身二丁目8番16-602号

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、小脇土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年4月25日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	今宿幸男	東近江市小脇町583番地
〃	今宿猛	同 所1939番地2
〃	山路和敏	同 所1895番地
〃	松村達夫	同 所1971番地
〃	吉田順一	同 所1969番地
〃	藤井清	同 所1009番地4
〃	上田保	同 所1701番地2
〃	川口徳夫	同 所1627番地
〃	川口雅弘	同 所1793番地2
〃	川口洋史	同 所1624番地1
〃	畑岩男	同 所1496番地
〃	香田勝視	同 所1477番地
〃	板倉茂	同 所1217番地7
〃	山本晃良	同 所1820番地
〃	小梶正行	同 所657番地1
〃	邑田裕昭	同 所816番地
〃	今宿重夫	同 所581番地
〃	今宿等	同 所1878番地
〃	山形昌雄	同 所1964番地

〃	植木勝典	同	所539番地
〃	畑博夫	同	所1478番地
監事	山路良夫	同	所1980番地
〃	藤井勝久	同	所1191番地6

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	板倉茂	東近江市小脇町	1217番地7
〃	邑田裕昭	同	所816番地
〃	植木勝	同	所536番地
〃	西川佳伸	同	所758番地
〃	谷敏郎	同	所662番地
〃	松山淺治郎	同	所834番地
〃	西川忠善	同	所392番地3
〃	今宿文雄	同	所531番地
〃	邑田善一郎	同	所1083番地
〃	松山庄治	同	所835番地
〃	川口信二	同	所1221番地
〃	佐野清博	同	所821番地1
〃	野村宗治郎	同	所938番地
〃	小梶正行	同	所657番地1
〃	川口徳夫	同	所1627番地
〃	川口洋史	同	所1624番地1
〃	山本晃良	同	所1820番地
〃	山形昌雄	同	所1964番地
〃	川口雅弘	同	所1793番地2
〃	今宿等	同	所1878番地
〃	植木勝典	同	所539番地
〃	畑岩男	同	所1496番地
〃	香田勝視	同	所1477番地
〃	今宿重夫	同	所581番地
監事	吉田順一	同	所1969番地
〃	藤井和久	同	所1191番地6

